

**随意契約に関する事務執行のための指針**

令和7年10月現在

いわき市財政部契約課

## 目 次

1	地方公共団体の契約について	P 1
2	契約の事務執行における心構え	P 2
3	契約事務手続きについて	P 3
4	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号から第9号までの考え方	P 19
(1)	第1号	P 20
(2)	第2号	P 25
(3)	第3号	P 30
(4)	第4号	P 35
(5)	第5号	P 37
(6)	第6号	P 40
(7)	第7号	P 43
(8)	第8号	P 45
(9)	第9号	P 49
※	参考 関係法令等)	P 51

## 1 地方公共団体の契約について

契約とは、互いに対立する2個以上の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為であり、広い意味では、「公法上の契約」と「私法上の契約」があります。

### (1) 公法上の契約

公法上の契約とは、公法（国家や公益に関する法律）上の効果の発生を目的とする当事者の相対立する意思の合致によって成立するもので、法律上特に明示的にこれを認めた場合に限り成立するとされ、公共的性格を持っています。

#### 【公法上の契約の例】

- ・市町村相互間の児童の教育事務委託（学校教育法第40条）
- ・他の地方公共団体に対する事務の一部の委託（地方自治法第252条の14）
- ・地方公共団体相互間の道路の費用負担割合の協議（道路法第54条）

※ 地方自治法第234条から第234条の3までの規定は、公法上の契約には適用されません。

### (2) 私法上の契約

私法上の契約とは、私法（民法・商法等、私人の権利・義務に関する法律）的効果の発生を目的とする対等な当事者の相対立する意思の合致によって成立するもので、一般には、「売買、賃借、請負等」の債権債務が発生するものをいいます。

地方自治法第234条から第234条の3までの規定では、地方公共団体が締結する契約について定めていますが、工事請負や物品購入については競争入札を原則としていることから、地方公共団体が私人と対等の立場で締結する私法上の契約と解されています。

そのため、契約の効力については、一般的に契約自由の原則に基づく私法の適用を受け、契約の解釈、債権の行使、債務の履行等に関しては、信義に従い、誠実にこれを履行することが求められます（信義則の原則（民法第1条第2項））。

また、地方公共団体の契約は、その本質上公益を目的としていることから、その遂行のために地方自治法、地方公営企業法等により、契約方式や契約手続き等について一定の規制を設けています。

更に、市財務規則では、地方自治法施行令第173条の2における「この政令及びこれに基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、規則でこれを定める。」との規定に基づき、「第6章 契約」において、契約に関する取扱いを定めています。

## 2 契約の事務執行における心構え

### (1) 公平・中立な対応について

地方公務員法第 30 条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされており、また、いわき市職員服務規程第 2 条第 1 項において、「職員は、法令その他の規程及び上司の職務上の命令に従い、市民全体の奉仕者として、公共の利益のために、その職務を民主的かつ能率的に運営する責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない。」とされています。

そのため、市が発注者となり、契約事務を行う場合については、公共の利益のために公平・中立の立場で職務を遂行しなければなりません。その立場を利用して、特定の業者に対して無理な要求をし、一方的な不利益を与えたり、不当な便宜を図るなど、公平性や中立性を欠くような行為は厳に慎まなくてはなりません。

### (2) 公正な手続について

地方公共団体の調達には、競争性、透明性等を確保することが基本となります。地方自治法では、一般競争入札による契約方法のほか指名競争入札や随意契約による方法で契約を締結することができる旨規定されていますが、随意契約については、特に適正な契約事務を行うことが求められます。

随意契約とは、地方公共団体における契約方法の特例で、競争入札によらず、任意に選定した特定の者を契約の相手方とする契約方法です。発注者は、契約の相手方が恣意的に選定されていると誤解されないようにするため、業者選定の際には、発注内容が特定の者に偏らないよう細心の注意を払うことが必要です。

また、適正な手続を行うためには、市が実施するどのような調達事務であっても、法令等を遵守し、入札や見積り合わせなどの手続を適正に執行することが不可欠であり、法令等に定められた手続を個人の恣意的な判断で省略、変更することはできません。

#### **公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抜粋）**

（公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項）

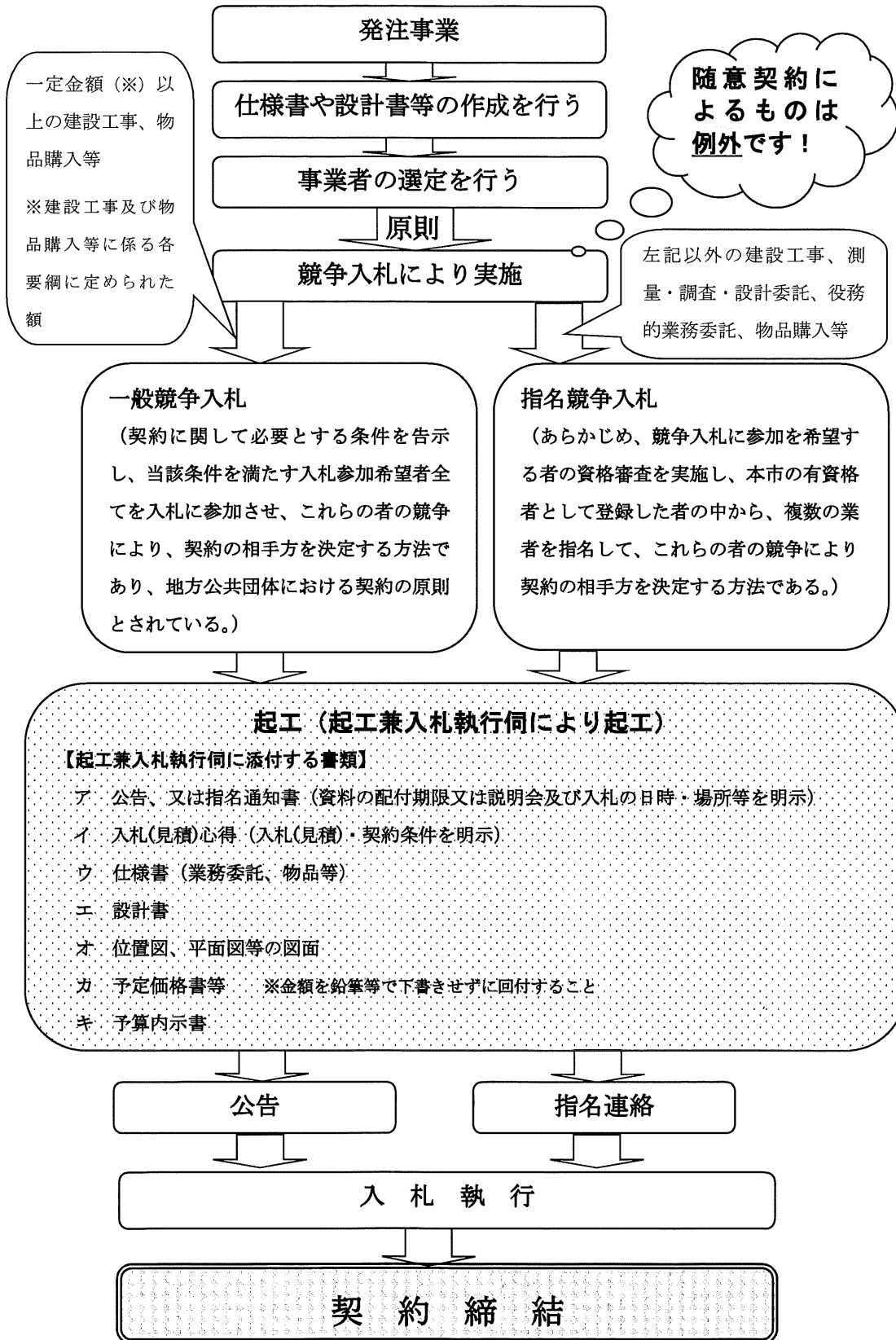
**第三条** 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

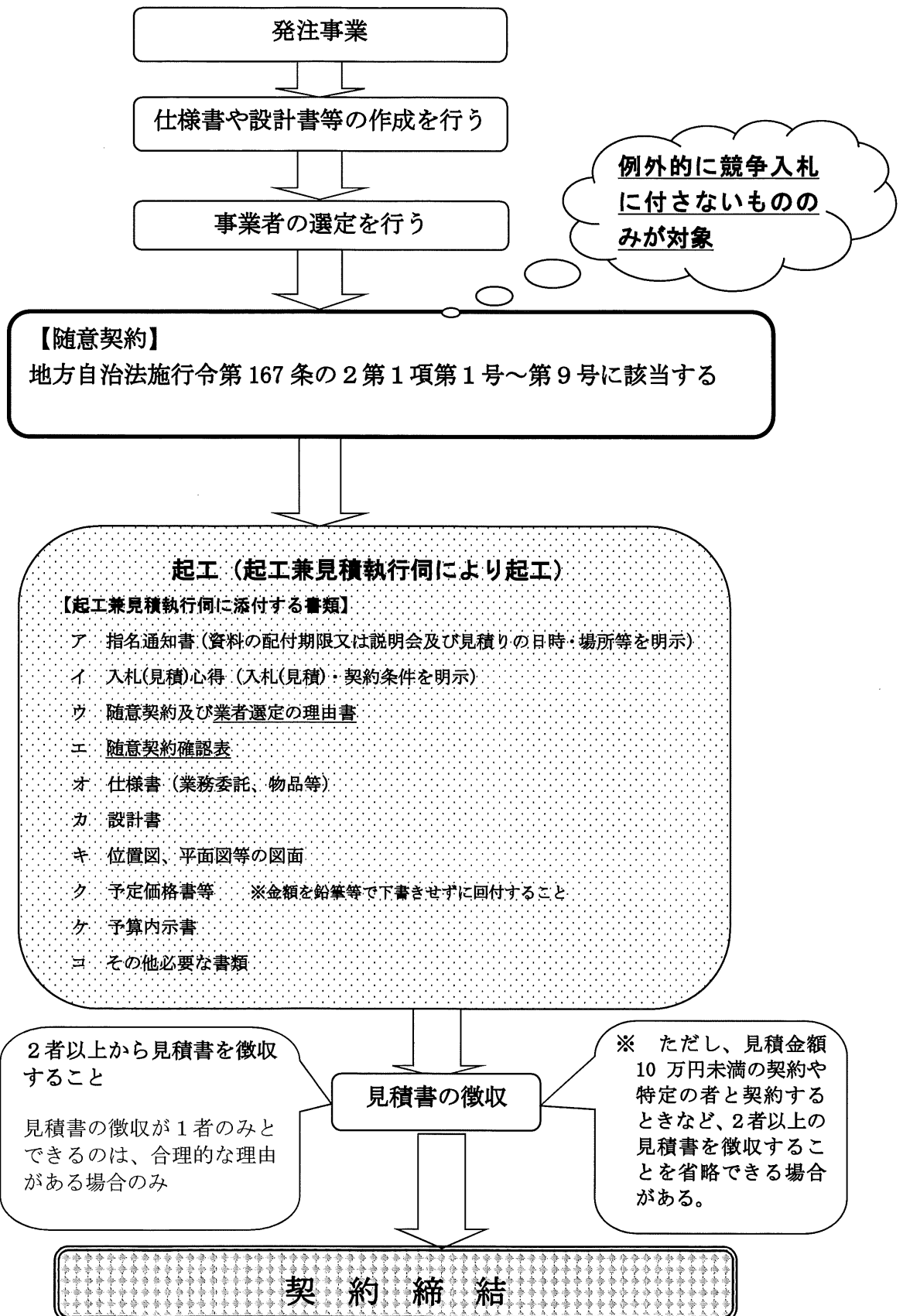
### 3 契約事務手続きについて

#### (1) 競争入札による事務手続きの流れ

契約締結までの主な流れは、次のとおりです。



(2) 随意契約とする場合の事務手続きの流れ  
 契約締結までの主な流れは、次のとおりです。



### (3) 随意契約により発注する場合の検証事項

地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は契約方法の例外的な取扱いとなっています。

随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、任意に選定した特定の者を契約の相手方として選定することができます。

しかし、その運用を誤ると、契約自体が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことになりかねません。随意契約は、単に相手方の選定方法についての例外を規定したものにすぎないことから、割高な価格になるような不利な条件による契約の締結までを許容したのではなく、有利な価格によって契約を締結することは、すべての契約方法を通じて適用されるものです。随意契約により相手方を選定する場合には、客観的な理由により判断されなければなりません。

また、随意契約による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のうち、どれに該当するかを明らかにすることが必要です。特に、特命随意契約（単数の者より見積書を徴するもので、1者随契ともいわれています。）については、合理的な理由を明確に示すことが必要です。

随意契約はあくまで例外的な取扱いであることから、安易に随意契約を選択することなく、次の事項を十分検証の上、随意契約としなければならないかどうかを判断してください。

#### ア 仕様書・設計書等の作成

仕様書の作成にあたっては、受注者が適正に契約を履行することができるように、案件ごとの目的、履行場所、履行期間、発注内容・方法等を明確にしてください。なお、設計書は、仕様書に基づいた適正な設計となっているかを十分に確認してください。

また、見積りを依頼する業者に対しては、発注内容をわかりやすく明確にし、十分に説明する必要があります。

#### イ 契約相手方が特定の者に限定される場合の理由

「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、特定の者しかできない状況をより具体的・客観的な理由を明確に説明できるようにしてください。

#### ウ 競争性の有無

毎年定期的に発注を行っているもので、同一業者と長年に渡って契約しているものについては、契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、契約更新時においては、安易に前例

を踏襲することなく、法令や社会状況の変化、新規業者の参入などにより競争性が生じていないかを確認してください。

また、これまでの業務内容を見直すことで競争入札の可否について検討してください。

～ICT コーディネータの活用～

情報政策課では、システムの調達や更新、改修等に係る見積書の精査など庁内の情報化施策全般において、ICT コーディネータへ相談できる事業を行っています。

特にシステム保守・運用に関する業務委託については、安定的な稼働を維持することなどを目的として、システム導入業者と長年に渡って契約を継続することが多く見受けられます。その場合、価格の競争性を確保するため、システムの契約更新時には、ICT コーディネータによる見積書精査の支援を受ける等、適切な価格設定に努めてください。

(4) 業者選定及び見積の徴収について

見積書の徴収については、市財務規則第 129 条に基づき、随意契約とする場合は、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」こととなっています。

そこで、業者の選定及び見積徴収にあたっての留意事項を記載しますので確認してください。

なお、業者の選定及び見積徴収の際は、契約課が庁内に掲示する「入札参加有資格者の登録変更・入札参加の制限（速報）」にて、指名停止や入札参加制限に該当していないかを必ず確認してください。

① 公平・公正な業者選定を行う

見積り合わせの指名業者を選ぶ際には、契約事務の適正な履行を確保し、特定の業者に偏らないように公平な選定を行ってください。選定が面倒であるとか、業務を円滑に進められるなどの理由で同じ業者に見積り依頼をすることは、無用の誤解を招いたり、市が最も有利な価格で契約できなくなるおそれがあるため、適当ではありません。

② 特定の業者が有利になるような見積り合わせをしない

発注者である市が作成すべき仕様書や、仕様書の根拠となる資料を、特定の業者に作成させることは不適切な行為です。また、長年にわたり受注している業者の提案に基づく仕様書により見積り合わせを実施するなど特定の業者が有利になるような見積り合わせは、不適切な行為となります。

③ 1人のみから見積りを徴する場合は、その理由を明記する

市財務規則第129条ただし書において、「契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認められたとき」は、2人以上から見積書を徴することを省略できますが、1人のみから見積書を徴する場合、「随意契約及び業者選定の理由書」(P13に掲載)には2人以上から見積書を徴することができない理由を明記してください。

**理由は、合理的・具体的・客観的な理由を明確に示すこと!!!**

<参考> 2人以上による見積り合わせを行う場合の業者選定の基準について

随意契約による見積り合わせについては、市財務規則第129条に基づき、2人以上の者から見積書を徴すること以外の規定はありません。

しかし、建設工事については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」第5条の入札参加者選定基準等において、また、業務委託については、「役務的業務委託に関する契約事務の指針」において、指名競争入札の選定の基準を掲載しているので、見積り合わせを行う業者を選定する際の参考としてください。

<役務的業務委託に関する契約事務の指針 (P12) >

2 指名競争入札

(3) 選定の基準

役務的業務委託は、業務内容や発注形態が多様であることから、単に当該業務の「入札参加有資格者」であることをもって選定した場合、他に必要とする要件を見落とし、契約の履行に支障をきたすことが考えられる。

したがって、業務内容に応じ、次の事項も十分に確認し、特定の業者に偏ることのないように、公正な競争の確保に努めること。

- ① 業務に必要な許可・資格等がある場合、それを有していること
- ② 業務の規模や性質に応じ、業務実績を勘案すること
- ③ 過去に当該業務を受注している場合、履行実績が良好であること

また、本市では、随意契約の事務取扱い (P 8に掲載) により、従来から2人以上の見積書を徴することを省略することができる範囲を定めています。

したがって、本取扱いにより特命随意契約とする場合は、「随意契約及び業者選定の理由書」中の「(2)随意契約を実施する具体的な理由及び業

者選定の理由」欄に、どの項目に該当するかが分かるよう記載してください。

なお、本取扱い以外の理由により特命随意契約とする場合、その合理的な理由が明記されていれば、当該理由により1人のみから見積りを徴収することとなるため、本取扱いについて重ねて記載する必要はありません。

#### ＜参考＞随意契約の事務取扱い

##### 随意契約の事務取扱いについて（平成26年8月1日改正）

いわき市財務規則第129条ただし書による2人以上の見積書を徴することを省略することができる範囲を、次のとおり定める。

- 1 国、他の地方公共団体、その他の公共的団体、特別の法律により設立された法人および公益法人と直接契約を締結するとき。
- 2 法令等により価格規制を受ける物品を購入するとき。
- 3 特許権者、実用新案権者もしくは意匠権者が他人にその実施権を許可しない物品、その他これに類似の特殊物品等で、その製作または販売が特定の者に限られている契約をするとき。
- 4 契約締結後必要を生じたもので、すでに契約した部分と分離することができず、または分離して契約することが不利と認められるとき。
- 5 特に公益上必要と認められるものと直接契約するとき。
- 6 見本、試験のための製造または施行させるとき。
- 7 規格が統一されないもので、見本比較等により契約することが有利なとき。
- 8 障害者優先調達推進法の規定に基づき、法に規定する施設等と予定価格が30万円未満の契約をするとき。
- 9 予定価格10万円未満の契約及び不用品の売却
- 10 見積書の省略

1件の予定価格30,000円以下で一般的に価格の明示されている物および新聞、雑誌、専売品等で、いずれの業者から購入する場合であっても、その価格に相違がない物を購入する場合には、見積書を省略することができる。

(5) 起工兼見積執行伺について

① 起工兼見積執行伺の記載事項について

随意契約を実施するにあたっては、見積り合わせを執行するための資料を添付した見積執行の伺を作成し、当該案件の設計額等に応じて定められた決裁者の意思決定を受ける必要があります。

建設工事においては、工事名、工事場所、予算額、設計額、業者名等の情報を記載した「起工兼見積執行伺」（起工兼「入札」執行伺を「見積」に修正）により、また、建設工事以外で起工兼入札執行伺の様式を準用する場合、例えば委託については「工事名」を「委託名」とするなど、案件に応じて適宜修正の上、使用してください（P10に様式掲載）。

（記載事項）

- ア 工事名（委託名、物件名等）（発注内容が明確となる名称とすること）
- イ 工事場所（発注場所を明確に記載すること）
- ウ 契約予定期間（工事の場合：着工予定期日から竣工予定期日）
- エ 契約方法
- オ 支出科目、予算額、設計額等
- カ 入札（見積）人の氏名又は名称



② 起工兼見積執行伺に添付する書類について

起工伺に添付する書類については、おおむね次のとおりです。

参考となる様式は、「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に掲載してありますので参照してください。

(添付書類)

- ア 指名通知書（資料の配付期限又は説明会及び入札(見積)の日時・場所等を明示)
- イ 入札(見積)心得（入札(見積)・契約条件を明示)
- ※ウ 随意契約及び業者選定の理由書
- ※エ 随意契約確認表（なお、第5号においては現場の被害状況写真などの緊急性を立証する書類、第6号においては他者や標準的な工期又は標準的な積算額と比較できる工程表やコスト比較表等、第7号においては時価（予定価格等）とのコスト比較表を併せて添付してください。）
- オ 仕様書（業務委託、物品等）
- カ 設計書
- キ 位置図、平面図等の図面
- ※ク 予定価格書等（金額を鉛筆等で下書きせずに回付してください。）
- ケ 予算内示書（契約を締結しようとする場合、その前提として、予定価格以上の予算が確保されていないことから、契約課に入札（見積）の執行を依頼する際には、予算内示書など当該事業の予算措置を確認できる資料を添付してください。）
- ※コ 小規模修繕確認票【予算科目を修繕料としている場合のみ】
- サ その他必要な書類

※ウの「随意契約及び業者選定の理由書」（P13に掲載）については、従来の随意契約の理由書様式に業者選定の理由を追加したものですので（契約課の部門フォルダに様式を掲載）、地方自治法施行令第167条の2第1項のどの号に該当しているのかを確認した上で、随意契約を実施する具体的な理由に加えて、業者選定の理由についても明記してください（ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用する案件で2人以上から見積りを徴する場合については、具体的な理由の記載は必要としません。）。

また、随意契約の具体的な理由については、単に当該事業者しかいないからという記載だけではなく、発注内容における特殊性や緊急性等の事由を具体的に記載してください。

※エの「随意契約確認表」（P14～16に掲載）については、随意契約

とした場合に必要となる事項を確認するため、起工兼見積執行伺に添付してください。

※クの「予定価格書等」について、市財務規則第 117 条第 1 項但書きでは 30 万円未満の契約の場合、「予定価格書」の作成を省略できることが定められています。しかし、これは、「予定価格書」という様式の省略規定であり、契約の相手方を決定する基準である「予定価格」を省略する規定ではありませんので、任意の様式に予定価格がわかるような記載をする必要があります。

なお、参考として、「予定価格及び概要設計書」（P18 に掲載）を契約課部門フォルダに掲載しています。

※コの「小規模修繕確認票」（P17 掲載）は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕契約に係るものであって、設計金額が 100 万円以下のもの（以下「小規模修繕」という。）を発注する場合に必要な書類です。小規模修繕を発注する場合には、起工兼見積執行伺に添付してください。

なお、小規模修繕についての詳細は、契約課部門フォルダに掲載していますので参照してください。

<参考>

**随意契約の理由**

契約名： \_\_\_\_\_

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号

<input type="checkbox"/>	第 1 号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。
<input type="checkbox"/>	第 2 号	不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
<input type="checkbox"/>	第 3 号	条文は省略 【本号の対象となる契約】 1 障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約 2 障害者支援施設等からの役務の提供を受ける契約 3 シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約
<input type="checkbox"/>	第 4 号	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 3 の定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から次項に定める手続により、買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則第 12 条の 3 の定めるところにより市長の認定を受けた者から次項に定める手続により、新役務の提供を受ける契約をするとき。
<input type="checkbox"/>	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
<input type="checkbox"/>	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
<input type="checkbox"/>	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
<input type="checkbox"/>	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/>	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。

(2) 随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由 ※理由は合理的かつ明確に

<参考>

随意契約確認表

契約名		
業務種別	<input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ <input type="checkbox"/> 物件の借入れ <input type="checkbox"/> 財産の売払い <input type="checkbox"/> 物件の貸付け <input type="checkbox"/> その他(測量・調査・設計委託、業務委託、役務の提供、物品等の修繕 等)	
契約予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
見積相手方		
確認者 (確認日)	第一確認者名(担当者等) ( 年 月 日)	第二確認者名(係長等) ( 年 月 日)

1 共通確認事項

確認事項	工事等担当課チェック欄	
	第一確認者	第二確認者
<b>(1) 業務の内容及び仕様書</b>		
仕様書において業務の内容及び範囲を明らかにしているか。		
<b>(2) 設計額(業務価格)の積算等</b>		
① 積算基準等により適切に積算されているか。		
② 積算をするにあたり、見積りを参考とする場合には、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮するとともに、必要に応じ、複数者から見積りを徴しているか。		
<b>(3) 随意契約の適用号</b>		
予定価格が市財務規則第128条に定める限度額以下の随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用号としたものとなっているか。 また、限度額を超える場合は、第1号以外を適用号としているか。 (予定価格が市財務規則128条の各号に定める限度額以下の随意契約については、第1号を適用号とした随意契約となり、第2号以下を適用号とした随意契約とはならない。)		
<b>(4) 障がい者就労施設等からの優先調達推進</b>		
見積を徴する際、「いわき市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針(以下「調達方針」という。)」に基づく対象施設等からの調達の推進に配慮して業者を選定しているか。		
<b>(5) 業者の選定</b>		
入札参加有資格者名簿に登録されている業者を選定する場合 ① 名簿の登録事項の変更や入札参加が制限されていないか確認したか。 (契約課で庁内掲示している「入札参加有資格者の登録変更・入札参加の制限(速報)」で確認すること)		
入札参加有資格者名簿に登録の無い業者(未登録業者)を選定する場合 ② 「業務等に必要な資格・免許等の保持確認」、「暴力団の該当性調査」、「社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入確認」を行ったか。		

※該当しない項目のチェック欄には「斜線」を引くこと

2 自治法施行令第167条の2第1項の適用号ごとの確認事項(該当する適用号について確認のこと)

確認事項	工事等担当課チェック欄	
	第一確認者	第二確認者
□ 第1号「規則で定める金額以下のもの」		
(1) 予定価格が契約の種類に応じ、市財務規則第128条の各号で定める下記の限度額以下となっているか。		
□ 工事又は製造の請負 200万円		
□ 財産の買入れ 150万円		
□ 物件の借入れ 80万円		
□ 財産の売払い 50万円		
□ 物件の貸付け 30万円		
□ 上記以外のもの 100万円		
(2) 契約締結にあたって、複数の者から見積書を徴収しているか。また、見積徴収の相手方が1者のみの場合には、その理由を随意契約の理由書に明記しているか。		
(3) 本号の「規則で定める金額以下のもの」に該当させるために、一つの業務を人為的に分割して発注していないか。		
(4) 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき1者を選定し随意契約を締結しようとする場合で、予定価格が市財務規則第128条の各号に定める限度額以下となるため適用号が本号となる場合は、公共性及び透明性を確保する観点から、市財務規則第128条の2の規定を準用した公表等の手続きを行っている(もしくは準備している)か。(※ただし、予定価格が10万円未満(調達方針に基づく対象施設等が相手方である場合は、30万円未満)である場合を除く)		
□ 第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」		
(1) 次のいずれかに該当する業務であるか。		
□ 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない業務であること。		
□ 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があること。		
□ 市場価格が一定している場合で競争に付す理由がない物品を購入するものであること。		
□ 国、他の地方公共団体、その他の公共団体と直接契約を締結する業務であること。		
□ コンベ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している業務であること。		
(2) 入札参加有資格者名簿の中から、他に選定できる業者はいないことを確認しているか。(他に選定可能な業者がいるにもかかわらず、その者を選定からはずすようなことはしていないか。)		
(3) 理由書において、特定の業者でしか対応できない理由を具体的かつ客観的に明記しているか。		
□ 第3号「障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、障害者支援施設等、シルバー人材センター等及び母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約」		
市財務規則第128条の2に定める次の手続きを行っている(もしくは準備している)か。		
(1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。		
(2) 契約締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。		
(3) 契約締結後における、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。		

確認事項	工事等担当課チェック欄	
	第一確認者	第二確認者
<input type="checkbox"/> 第4号「新規事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新規事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受ける契約」 市財務規則第128条の2に定める次の手続きを行っている(もしくは準備している)か。		
(1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。		
(2) 契約締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。		
(3) 契約締結後における、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。		
<input type="checkbox"/> 第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」 単に早期に契約手続きを取らなかったといった内部の事務処理の遅延等により、		
(1) 契約をすべき日時が切迫し、競争入札に付する時間がなくなったという理由で本号を適用していないか。		
(2) 理由書において、緊急性の必要があることを客観的な事実に基づいて説明しているか。		
(3) 現場の被害状況写真などの緊急性を立証する書類が添付されているか。		
<input type="checkbox"/> 第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」 理由書において、競争入札に付す方が随意契約に付すよりも不利となることが具		
(1) 体的に記載されているか。(「現場に精通している、迅速な対応が可能」などの抽象的又は感覚的な記載にとどまっていないか。)		
(2) 他者や標準的な工期又は標準的な積算額と比較して、期間や経費の面で選定業者が優位であることを立証する書類(工程表、コスト比較表等)が添付されているか。		
<input type="checkbox"/> 第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」 理由書において、品質・性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価		
(1) 格(時価を基準としたもの)から勘案しても競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できることを具体的に明記しているか。		
(2) 時価(予定価格等)とのコスト比較表が添付されているか。		
<input type="checkbox"/> 第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」 (1) 予定価格が最初競争入札に付した予定価格と同額となっているか。		
(2) 最初競争入札において最低制限価格を設定した事案においては、引き続き最低制限価格が設定されているか。また、その最低制限価格は最初入札時のものと同額となっているか。		
<input type="checkbox"/> 第9号「落札者が契約を締結しないとき」 (1) 再度の競争入札により対応することが不可能な理由が整理されているか。		
(2) 本号を適用する場合は、最初競争入札における予定価格ではなく、落札金額の範囲内で契約締結することについて、認識しているか。		
(3) 最初競争入札において最低制限価格を設定した事案においては、引き続き最低制限価格が設定されているか。また、その最低制限価格は最初入札時のものと同額となっているか。		

<参考>

## 小規模修繕確認票

※「小規模修繕確認票」は、随意契約確認票に併せてチェックしてください。

修繕名		
修繕場所		
修繕内容		
修繕予定者		
確認者	第一確認者名(担当者等)	第二確認者名(係長等)
(確認日)	(令和 年 月 日)	(令和 年 月 日)

確認事項	確認者チェック欄	
	第一確認者	第二確認者
(1) 設計金額の設定は、次の金額となっているか。		
<input type="checkbox"/> 100万円以下		
(2) 修繕予定者の選定は正しいか。		
<input type="checkbox"/> 修繕予定者は、小規模修繕契約希望者名簿、又は入札参加有資格者名簿(建設工事の部)に登録があるか。		
<input type="checkbox"/> 修繕予定者は、指名停止期間中ではないか。		
<input type="checkbox"/> 小規模修繕契約希望者名簿の登録者		
(1) 地域性・発注実績を考慮し、特定の者に偏った選定をしていないか。		
(2) 修繕の発注にあたって、複数の者から見積書を徴収しているか。 ※ 10万円未満の場合、「2人以上の見積書を徴することを省略することができる」とされていますが、できるだけ受注実績のない者を含め複数の業者から見積書を徴収してください。		
<input type="checkbox"/> 入札参加有資格者名簿(建設工事の部)の登録者		
(1) 入札参加有資格者名簿(建設工事の部)の登録者に発注する場合、次のいずれかの理由となっているか。  <input type="checkbox"/> 施設の施工業者や保守点検等委託業者であり、他者では修繕不可  <input type="checkbox"/> 一定程度の技術等を要するなど、小規模修繕業者では対応が困難 ⇒一定程度以上の技術等とはどういったものかを具体的に記載すること。 ( )  <input type="checkbox"/> 地域内に対応可能な小規模修繕業者がない ※ 「地域」は、建設工事の地域要件を参考にしてください。 ⇒ <input type="checkbox"/> 小規模修繕契約希望者名簿内の業者へ対応の可否の確認を行ったか。		
(2) 修繕の発注にあたって、複数の者から見積書を徴収しているか。 ※ 10万円未満の場合、「2人以上の見積書を徴することを省略することができる」とされていますが、できるだけ複数の業者から見積書を徴収してください。		
(3) その他の未登録業者に発注することがやむを得ない場合であり、適切といえるか。		
(1) 未登録業者に発注する場合、「施設の施工業者や保守点検等委託業者であり、他者では修繕できない」など、やむを得ない理由となっているか。 【理由】		
(2) 発注にあたり、制度の主旨等を説明し登録申請書を手渡すなど登録の促進を図ったか。		



#### 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号までの考え方

地方自治法第 234 条において「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされています。これを受けて、随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号でその内容を定めています。随意契約を実施する具体的な理由を作成する際には、次頁以降に掲載した地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の考え方を参照してください。

各適用号の考え方では、関係法令や具体例の他に、監査等において指摘されている事項を踏まえ、随意契約に関する不適切な事例を掲載しましたので、今後においても監査の指摘事項をその都度確認し、適正な事務取扱いに努めてください。

また、本指針に示した事例に該当する場合であっても、直ちに随意契約とすべきものではなく、さらに、本指針に示したものの以外の随意契約を認めないというものでもありませんので、経済性・特殊性・緊急性など総合的な視点から判断してください。

※ 地方公営企業法の適用を受ける発注機関においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号を、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項各号に読み替えて対応してください。

(1) 地方自治法施行令第 167 号の 2 第 1 項第 1 号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借借料の年額又は総額）が、契約の種類に応じ普通地方公共団体の規則で定める額を超えないとき。

【逐条地方自治法（抜粋）】

金額の少額な契約についてまで競争入札を行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては随意契約によることができることとされている。自治法施行令は、各地方公共団体が定める規則の規準を定めているのであって、随意契約によることができる場合の具体的な基準は、本法施行令の基準の範囲内の各地方公共団体の自主的な判断に委ねられている。

本法施行令で定める額（市町村）は、次のとおりである。

ア	工事又は製造の請負	200 万円
イ	財産の買入れ	150 万円
ウ	物件の借入れ	80 万円
エ	財産の売払い	50 万円
オ	物件の貸付け	30 万円
カ	アからオまで以外	100 万円

<いわき市財務規則>

（予定価格の限度額）

**第 128 条** 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 号、別表第 5 に掲げる金額と同額

- (1) 工事又は製造の請負 200 万円
- (2) 財産の買入れ 150 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

（見積書の徴収）

**第 129 条** 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により 2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

### ＜地方財務実務提要＞

通常施行令第1号に該当する場合は、それ以外の各号に規定する要件について判断する必要はなく、それ以外の各号に基づき随意契約を行う場合は、第1号の規定に基づき規則で定められた金額を超えるものについて判断する。

### 【障害者優先調達推進について】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、本市においても、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることにより、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的として、「いわき市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針（以下「調達方針」という。）」を策定し、優先調達の推進に取り組んでいるところです。

本趣旨を踏まえ、本号の適用となる限度額以下の物品及び役務の調達にあたっては、調達方針に基づく対象施設等からの調達の推進に配慮して業者選定を行ってください。

なお、調達方針に基づき優先調達の推進を図るため、事務手続きの見直しを行っておりますので、以下の取扱を参照し、本号を活用した障がい者就労施設等からの優先調達に努めてくださるようお願いいたします。

### 【本号の適用にあたって】

- 本号は、いわゆる「少額随契」といわれるもので、競争入札による場合の事務手続きの煩雑性や経費面の問題を解消する観点から、予定価格の少額な契約について、随意契約（第1号）を認めることとしているものです。  
予定価格の少額な契約について随意契約を認めることとしているものでありますので、他の契約方法を排除したものではありません（例えば、指名競争入札を実施しても問題はありません。）。  
また、本来競争性が生じる案件を、合理的理由もなく故意に分割して本号とすることはできません。
- 本号の適用となる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号以下に適合するかどうかの判断を要しません。  
したがって、予定価格が市財務規則128条の各号に定める限度額以下の随意契約については、すべて本号を適用号とした随意契約となりますので、随意契約及び業者選定の理由書における適用号は第1号としてください。
- 見積書は、市財務規則第129条により、なるべく2人以上の者から徴することを基本としていますが、その性質が競争入札に適しないもの（第2号の要素）や緊急の必要により競争入札に付すことができないもの（第5号の要

素)などにより、やむを得ず見積徴収の相手方が1人のみとなる場合、また、随意契約の事務取扱い（P 8に掲載）により、従来から2人以上の見積書を徴することを省略することができる範囲に該当する場合には、その理由を随意契約の理由書に必ず明記してください。

- 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき 1 者を選定し随意契約を締結しようとする場合で、予定価格が市財務規則第 128 条の各号に定める限度額以下となるため適用号が本号となる場合は、公共性及び透明性を確保する観点から、市財務規則第 128 条の 2 の規定を準用し、その発注見通し、契約予定内容及び契約内容を公表してください（ただし、予定価格が 10 万円未満である場合を除きます）。

上記にかかわらず、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約のうち、調達方針に規定する障がい者就労施設等から 1 者を選定し、法の趣旨及び調達方針に基づく物品等の調達のため本号適用の随意契約を行う場合は、予定価格が 30 万円未満の契約に限り、市財務規則第 128 条の 2 の規定を準用した公表等の手続きを要しない取扱いとなりますので、本取扱いを活用して、障害者優先調達の推進に努めてください。

なお、この取扱いは P 8 に掲載する随意契約の事務取扱第 8 号に該当しますので、随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由欄にはその旨を記載してください。

- 次のとおり、市財務規則第 128 条においても地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により契約種類ごとに予定価格の限度額を定めていますので、確認してください。

**<市財務規則で定める限度額及び具体例>**

	契約種類	限度額	具体例
1	工事又は製造の請負	200 万円	建設工事、建築物等修繕等（※ 1）
2	財産の買入れ	150 万円	動産、不動産の購入、地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権
3	物件の借入れ	80 万円 年額又は総額（※ 2）	土地、建物、機械、器具等の賃借（リース）
4	財産の売払い	50 万円	動産、不動産の売払い
5	物件の貸付け	30 万円	動産、不動産の貸付け
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円	測量・調査・設計委託、業務委託、役務の提供、物品等の修繕

※ 1 予算科目の工事請負費や需用費(修繕料)で支出する工事等が該当しま

す。なお、地方自治法施行規則第 15 条別記において「修繕料」は、備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものとされており、当該区分に該当するのは、本体の維持管理、原状復旧を目的とする家屋等の小修繕となります。

保守点検等で行っている機械等の軽微な修繕など、単にサービスの提供のみのものについては、第 6 号に該当しますので留意してください。

※2 1 年以上の期間のものにあつては年額、1 年未満の期間のものにあつては総額を基本とする。

注 1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を適用した初回の見積り合わせの結果、3 人が提示した見積額が予定価格に達していないため、2 回目の見積を徴することとしたが、2 回目以降の見積り合わせにおいて 2 人が辞退し、参加者が 1 人となった場合の取扱い

初回の見積り合わせにより、市財務規則第 129 条の規則に基づき 2 人以上の見積書を徴しているため、2 回目以降の見積りは参加者が 1 人でも可能であると考えられます。なお、見積り合わせの回数には制限はありませんので、予定価格に達するまで何回でも行うことが可能です。

< 役務的業務委託に関する契約事務の指針 (P 39) >

見積の回数は特に定められていないが、見積が数回に及ぶなど、契約の相手方が決定する見込みがない場合は、入札の中止も考えること。

注 2) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定を適用した 3 人を見積り合わせを実施した場合で、2 人から辞退の連絡があり参加者が 1 人となったときの取扱い

契約の種類が建設工事（以下「工事」）の場合とそれ以外の場合によって対応が異なりますのでご注意ください。

○ 工事以外の場合

随意契約（第 1 号）とする場合、市財務規則第 129 条に基づき 2 人以上の者から見積書を徴することが原則です。したがって、当該案件にて他に業務を履行できる業者がいる場合（指名替え可の場合）で参加者が 1 人となったときは、競争性の確保という観点から指名競争入札と同様に見積り合わせは中止し、改めて業者を選定の上、複数業者による見積り合わせを行う必要があります。

ただし、他に業務を履行できる業者がいない場合（指名替え不可の場合）で参加者が 1 人となったときは、当該業者しか見積りの相手方がいないこととなりますので、見積り合わせの実施は可能です。

○ 工事の場合

建設工事においては、入札不調対策として、競争入札におけるすべての建設工事において、参加者が 1 人でも入札を成立させるとした特例措置を行っています。（1 者応札の割合が東日本大震災以前と同程度に改善するまで）

したがって、工事については、参加者が 1 人となった場合でも、指名替え可・不可にかかわらず、見積り合わせを実施するものとします。

【不適切な事例】（第1号）

- 1 予定価格が限度額を下回っているにもかかわらず、第1号以外を適用とした随意契約としているもの。
  - ・ 予定価格がそれぞれ市財務規則第128条に定める限度額を下回っていることから本号を適用すべき案件であり、それ以外の各号に規定する要件について判断する必要がないにもかかわらず、他の号を適用している。  
(例えば、競争入札に適さない案件(2号随契)であっても金額が限度額を下回っていれば1号を適用すべきであり、2号を適用号とする随意契約とするのは不適切である。)
- 2 特別な理由がないにもかかわらず、複数人から見積書を徴収していないもの。
  - ・ 浄化槽維持管理委託等において、入札参加有資格者名簿(役務の提供の部)の業種において市内業者が複数登録されているため、2人以上から見積書の徴収をすべきであったが、1人からしか見積書を徴収していない。
- 3 複数人から見積りを徴することが困難な理由が記載されていない、もしくは抽象的なもの。
  - ・ 施設の機器保守点検において、当該業者しか取り扱いができないにもかかわらず、随意契約の理由書に、2人以上から見積りを徴することが困難な理由(当該業者でしかできない理由)の記載が一切されていない。
  - ・ 業務委託において、1人から見積書を徴収した随意契約を締結しているが、見積人を1人としている理由は記載されているものの、その理由が「業務の分散化が図られ、迅速かつ円滑な業務の遂行が見込まれる」といった抽象的な表現にとどまっており、客観的かつ具体的なものとはなっていない。
- 4 予定価格が市財務規則に定める限度額を上回っているにもかかわらず、第1号を適用した随意契約としているもの。
  - ・ 業務委託については、第1号の適用限度額は100万円までであるにもかかわらず、100万円を超えた業務委託にまで本号を適用した随意契約を行っている。

## (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

### 【逐条地方自治法（抜粋）】

「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、通常特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整ったうえで初めて契約を締結するのであり、これは、随意契約の方法による場合の典型的な事例であって、このような契約は、その性質そのものが競争入札に適しない性格をもっているのである。

また、「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」に随意契約によることができるとするのは、このような契約の目的が競争入札に適しないからである。つまり、普通地方公共団体が必要とする物品で、ある特殊な品物を納入させる契約を締結するような場合、その品物を業者が製造するについては、当該普通地方公共団体がもっている原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとってもまた地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合がある。

### 【地方財務実務提要】

「その性質または目的が競争入札に適しない」場合の一般的なものを挙げると、契約の目的物が代替性のないものであるとき等が考えられることから、解釈運用の規範は多岐にわたっており、他の地方公共団体の事例の普遍化、判例等も考慮しながら、具体的規範の客観化を図ることが必要となる。

### 【本号の適用にあたって】

- 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、業者選定にあたってはその理由を具体的・客観的に示すことが必要となります。

判断の基準は、おおむね「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき」又は「経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき（この場合、他の業者が受注することで著しく支障をきたすおそれが生じるなど具体的な理由が必要となります。）」のような場合が考えられます。

また、特定のメーカー等が1者しかいない場合でも、受注可能な業者が複数存在する場合は、競争入札が原則となります。

受注可能な業者が複数存在する場合は競争入札が原則となることから、起工伺の前に、市の入札参加有資格者名簿の中において他に選定可能な業者がないかどうか十分確認してください。

#### 【具体例】

- ◆ 特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができないとき  
建設工事については、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事が該当します。

##### <建設工事>

- ① 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため施工者が特定される工事（「特殊な建築物」とは、特殊な工法、材料等により施工されたものをいいます。「特殊な建築物等」には、橋梁、石塔等を含み、「補修、増築等」には、移設も含まれます。）
- ② 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な業者が特定される設備、機器等の工事
- ③ 特許工法を用いる必要がある工事
- ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

##### <その他業務等>

- ① 機器の保守点検、修理又は設置において、特殊な装備、部品等を要するため、他の業者では実施することができないもの（「他の業者では実施することができないもの」とは、昇降機の保守点検のように、利用者の安全性が特に求められる業務等において、障害時における迅速かつ安全な対応を要件とした場合、特殊な技術力を求められることにより該当する業者が特定される明確な理由があるときをいいます。）
- ② 美術品・民芸品等の購入や修理など特殊な技術又はその他の者が有し得ない専門的な知識・技術を必要とするとき
- ③ 契約の履行のために、特許権、著作権、その他の排他的権利の使用を必要とするとき
- ④ 土地購入・払い下げ、会場借用その他の契約の対象となる場所が特定されるために契約の相手方が特定されるもの
- ⑤ 新聞、その他の広告の掲載又はラジオ、テレビ等へ放送を委託するとき
- ⑥ 契約行為を秘密にする必要がある場合（試験問題の作成等）
- ⑦ 実験のため工作及び製造させ、又は物件を買い入れるとき

◆ 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき

<建設工事>

- ① 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- ② 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で極めて特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- ③ 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工させなければならない工事

<その他業務等>

- ① 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の業者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しい支障が生じるとき（「著しい支障が生じる」場合とは、他の設備と密接に関連していることによって故障原因の特定ができず、責任所在があいまいになることにより契約の目的達成が極めて困難となる場合が想定されます。）
- ② 基本設計委託後の実施設計委託を基本設計業者に委託するとき（ただし、基本設計の基本設計業者でなければ支障をきたす相当の理由がある場合に限ります。）
- ③ 訴訟、調停、登記、鑑定、医療等、法令により報酬が定められている事務を委託するときや、現に価格競争が成立しないとき
- ④ 経験、知識を特に必要とする研究調書の作成を依頼するとき

◆ 市場価格が一定している場合で競争に付す理由がない物品を購入するとき

「競争に付す理由がない物品」とは、メーカーが小売業者に対し商品の小売価格の値段変更を許さずに定価で販売させること、いわゆる再販売価格維持制度が適用されるものなどが該当となります。

・書籍、雑誌、新聞、音楽ソフト

◆ 国、他の地方公共団体、その他の公共団体と直接契約を締結するとき

市の行う土木建築工事を他の地方公共団体に委託する場合 など  
（なお、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく他の地方公共団体に対する事務の一部の委託など公法上の契約は対象外です。）

◆ コンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している工事等

コンペ方式（最も優れた設計案を選ぶ方式）や、プロポーザル方式（最も適切な創造力・技術の経験などをもつ設計者を選ぶ方式）により、事前に企画内容等を比較検討した結果、目的を達成する上で最も効果的であると判断した者と契約するときに該当となります。

なお、比較した内容やその企画案等を採用するに至った経過及び方法を具体的に明らかにしてください。

プロポーザル方式については、「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を参照してください。

【不適切な事例】（第2号）

1 記載されている理由だけでは第2号を適用することは困難なもの

- ・ 業務委託において、設営、撤去、清掃、廃棄物処理など複数の業務を一括して委託することにより円滑かつ安価な業務執行が見込めるとして本号の規定を適用した随意契約を行っている。

（記載した理由からでは、履行可能な業者が他にいるかどうかの検証を行わず、従前の履行実績等を重視したことにより、安易に本号を適用していることが窺える。このような場合には、まず、入札参加有資格者名簿等により、当該業者以外で履行可能な業者がないかどうかを検証の上、それでも当該業者しかいない場合はその理由を客観的かつ具体的に明記すべきものである。）

- ・ 施設設備工事において、「専門の技術を要する」、「現場に精通している」といった抽象的又は感覚的な理由で本号を適用している。

（当該施設の設備工事については、資機材供給を受けるため、そのメーカーの代理店となっていないなど他の業者に履行させることが業務の性質上困難であるとのことだが、理由書に当該業者しかできないという理由が客観的かつ具体的に明記されていないことが不適切である。）

2 契約可能な相手方が複数存在するにもかかわらず第2号を適用した随意契約としているもの

- ・ 浄化槽維持管理業務等において、過去の実績のみを重視し、1人のみを選定している。

（本事例では、実際には当該業務に対応する業種に登録している入札参加資格登録業者は複数存在し、「競争入札に適しない」ものとは認められないため、競争入札に付すべきものである。）

3 適用号の選択が適切でないもの

- ・ シルバー人材センターとの随意契約による契約締結において、本来第3号を適用すべきところ、第2号を適用している。

（業務委託において、登録制により多様な人材を確保しているシルバー人材センターのみであることを理由として本号を適用とした随意契約を行っているが、シルバー人材センターと随意契約により契約を締結する場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約することが可能とされていることから、第3号を適用号とする随意契約を締結すべきものである。）

### (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

### 【逐条地方自治法（抜粋）】

本号を適用する契約によって調達しようとするものは、障害者等の就業、自立を支援する目的を実現する過程において当然に派生するものであり、その発生は政策目的にとって当然のものである。そして、それを地方公共団体が調達することが政策目的に合致するものであって、契約の相手方は法規上明確にされて限定されていることから、随意契約によっても経済性及び競争性の観点から問題となるようなものではなく、公共性及び透明性の原則の支障となるものではないと考えられるものである。

### 【市財務規則第128条の2】

施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

### 【障害者優先調達の推進について】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行に伴い、本市においても、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることにより、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的として、「いわき市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針（以下「調達方針」という。）」を策定し、優先調達の推進に取り組んでいるところです。

本趣旨を踏まえ、物品及び役務の調達にあたっては、本号を活用した障がい者就労施設等からの優先調達に努めてくださるようお願いいたします。

### 【本号の適用にあたって】

- 市財務規則を改正し、平成20年度より適用されたものであり、対象となる相手方と随意契約することができます。

### ＜本号の対象となる契約＞

- ① 障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約
- ② 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
- ③ シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉団体等から役務の提供を受ける契約

※ 施設・団体等の詳細については、①、②のうち認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設等は保健福祉課に、それ以外の施設等は障がい福祉課に、④はこども家庭課にお問い合わせください。

○ 本号に規定されている事業者を相手方として契約を締結する場合であっても、予定価格が市財務規則第128条の各号に定める限度額以下の随意契約となる場合は第1号を適用号とした随意契約となりますので、第1号の考え方（P20～24）を参照してください。

○ 本号を適用とする場合（少額のため第1号を適用する場合を含みます。）は、市財務規則第128条の2の規定に基づき、その発注見通し、契約予定内容及び契約内容を公表しなければなりません。

ただし、次の場合は当該事務手続きを要しない取扱いとなりますので、本取扱いを活用し優先調達の推進に努めてください。

□ 本号の規定に基づき1人を選定し、予定価格が市財務規則第128条の各号に定める限度額以下となるため施行令第167条の2第1項第1号を適用号とした随意契約を締結する場合であって、その予定価格が10万円未満である場合

□ 本号に規定する施設や団体等のうち、調達方針に規定する障がい者就労施設等から1人を選定し、法の趣旨及び調達方針に基づく物品等の調達のため予定価格が30万円未満の随意契約（第1号適用）を行う場合

**【随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由の記載例】**

○○施設点検業務については、施行令第167条の2第1項第3号に規定されているシルバー人材センターに業務を行うこととしたいが、予定価格が市財務規則第128条に規定する金額以下であることから、施行令第167条の2第1項第1号を適用した随意契約とする。なお、施行令第167条の2第1項第3号に規定されている者と契約を締結するため、発注にあたっては市財務規則第128条の2の規定を準用し、その発注見通し、契約予定内容及び契約内容を公表するものである。

### 【市財務規則第 128 条の 2 の規定に基づく公表の参考例】

本参考例は、シルバー人材センターと随意契約を締結する場合で、予定価格が市財務規則第 128 条の各号に定める限度額以下であることから、同条同項第 1 号を適用号とするものです。

#### 1 契約に係る発注の見通しの公表

いわき市財務規則第 128 条の 2 の規定を準用した発注見通しの公表(〇〇課)

令和〇〇年度に発注を予定している業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定の準用により随意契約を行うので、いわき市財務規則第 128 条の 2 第 1 号の規定の準用により公表する。

※ この発注見通しは予定であり、実際の発注とは異なる場合があります。

- (1) 委託名 〇〇業務
- (2) 業務概要 ~を行うもの。
- (3) 委託場所 〇〇地区
- (4) 発注時期 〇月頃
- (5) 委託期間 6ヶ月程度

※ 発注見通しの公表については、予算の議決後から年度当初の間に行うのが望ましいと考えられます。

※ これはあくまでも記載例であり、個々の契約で発注内容は異なりますので、適切な公表内容となるよう、適宜記載項目及び記載内容を加除修正してください。

#### 2 契約締結前における契約内容等の公表

いわき市財務規則第 128 条の 2 の規定を準用した契約内容の公表(〇〇課)

次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定の準用により随意契約を行うので、いわき市財務規則第 128 条の 2 第 2 号の規定の準用により公表する。

年 月 日 いわき市長 〇〇〇〇

- (1) 契約の主な内容  
委託名 〇〇業務  
業務概要 ~を行うもの。(予定数量: 〇〇)  
委託場所 〇〇地区  
委託期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
- (2) 相手方の選定基準 次のすべてを満たす者  
・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等  
・市内に拠点を有する団体等  
・高年齢者等の職業の安定等に寄与する団体であること
- (3) 決定方法 見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認

※ 契約内容等については契約締結前に公表することとなりますが、効率的な事務手続きの観点から、起工伺と併せて意思決定を受けた後に行うのが望ましいと考えられます。

※ これはあくまでも記載例であり、個々の契約で発注内容や選定基準等は異なりますので、適切な公表内容となるよう、適宜記載項目及び記載内容を加除、修正してください。

### 3 契約締結後における契約相手方等の公表

いわき市財務規則第 128 条の 2 の規定を準用した契約締結状況の公表  
(〇〇課)

次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定の準用により随意契約を行ったので、いわき市財務規則第 128 条の 2 第 3 号の規定の準用により公表する。

年 月 日 いわき市長 〇〇〇〇

(1) 契約の内容

委託名 〇〇業務

契約日 4月〇日

委託場所 〇〇地区

委託期間 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで

(2) 契約の相手方の名称

公益社団法人 いわき市シルバー人材センター 理事長 〇〇〇〇

(3) 契約の相手方とした理由

市内に拠点を有すること、また高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項第 2 号に規定する団体であり、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とした団体であることから、選定基準を満たすため

※ 契約相手方等については、契約締結後すみやかに公表してください。

※ これはあくまでも記載例であり、個々の契約で発注内容や選定基準等は異なりますので、適切な公表内容となるよう、適宜記載項目及び記載内容を加除、修正してください。

#### 【不適切な事例】（第 3 号）

##### 1 市財務規則に定める契約に係る発注見通しの公表等が行われていないもの

- ・ 施設の点検業務委託において、シルバー人材センターを相手方として第 3 号を適用した随意契約を行っているにもかかわらず、予め発注の見通しの公表、契約前における契約内容等の公表、契約後における契約相手方の名称や相手方とした理由の公表の手続きが一切なされていなかった。

##### 2 契約締結前における契約内容等の公表について、選定基準等の記載が不適切であるもの

- ・ 選定基準等として、「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるもの。」としか記載されていなかった。

P33 の参考例を参照するなどし、選定基準は明確に記載すること。

#### (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 3 の定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から次項に定める手続により、買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則第 12 条の 3 の定めるところにより市長の認定を受けた者から次項に定める手続により、新役務の提供を受ける契約をするとき。

#### 【逐条地方自治法（抜粋）】

本号を適用する契約によって買入れ又は借入れしようとする物品は、他に類のないものを生産又は加工するもの、また借入れするものであり提供を受けようとする役務も他に類のない新役務であつて、それらは新規性があり、「新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として、総務省令で定めるところにより長が認定した者を相手方とするものである。

認定を受けた事業者は、他の者による同類の生産物等よりも優れた機能性を有する新しい物品を生産若しくは加工するもの又は新役務を提供するものと考えられ、地方公共団体はそのことによりさらに利益を享受することができるのであり、経済性及び競争性の原則の支障にはならないと考えられるものである。

※ 平成 27 年 12 月の地方自治法施行令等の改正により「新役務の提供を受ける契約」等についても追加規定されましたので、ご留意願います。

#### 【市財務規則第 128 条の 2】

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

### 【本号の適用にあたって】

- 市財務規則を改正し、平成 18 年度より適用したものであり、「いわき市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業実施要綱」により認定を受けた事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときは、随意契約により行うことができることとされています（本要綱に基づき認定を受けた物品については、契約課の部門フォルダに一覧表を掲載していますので参照してください。）。
  
- 本号に規定する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は本号に規定する新役務の提供を受ける契約を締結する場合であっても、予定価格が市財務規則第 128 条の各号に定める限度額以下の随意契約となる場合は第 1 号を適用号とした随意契約となりますので、第 1 号の考え方（P 20～24）を参照してください。
  
- 本号を適用とする場合は、市財務規則第 128 条の 2 の規定に基づき、その発注見通し、契約予定内容及び契約内容を公表しなければなりません。  
ただし、本号の規定に基づき 1 人を選定し、予定価格が市財務規則第 128 条の各号に定める限度額以下となるため施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用号とした随意契約を締結する場合であって、その予定価格が 10 万円未満であるときは、当該事務手続きを要しない取扱いとなります。

### ＜市財務規則第 128 条の 2 の規定に基づく公表について＞

契約内容等の公表については、第 3 号と同様となりますので、P 30～34 を参考にしてください。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【逐条地方自治法（抜粋）】

「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上もはなはだしく不利益を蒙るに至るような場合である。緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。

【地方自治法質疑応答集】

「緊急の必要」とは、一般競争入札又は、指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益をこうむるに至るような場合である。そして、その場合の緊急の必要があるかどうかは、長がこれらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものである。

【本号の適用にあたって】

- いわゆる緊急随契といわれるもので、「緊急の必要」とは、天災地変その他の客観的事由の急迫を要する場合であって、「競争に付す時間的余裕がない」ことを客観的な事実に基づいて説明できなければならないものであり、期間等を短縮しても、なお競争入札に付する時間がないようなときをいいます。

具体的には、競争入札による契約手続きを取ることで、時期を失い、あるいは契約の目的を達することができなくなり、市民生活に支障を来し、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は、経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合です。

したがって、単に早期に契約の手续をとらなかったため、契約をすべき日時が切迫し、競争入札に付する時間がなくなったという場合等にこの規定を濫用することは許されません。

ただし、本復旧段階においても、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒（避難や通行制限等）が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じるため、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点から、本号を適用する場合があります。

緊急の必要があるかどうかは、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に検証してください。

- 本号を適用とする場合は、現場の被害状況などの緊急性を立証する書類を起工何に添付してください。

### 【具体例】

#### <建設工事>

- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事
- ④ 水道、下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
- ⑤ 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事
- ⑥ 水道、下水道施設及び河川施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生若しくは発生するおそれのある場合に行う管渠の応急工事
- ⑦ 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う応急工事
- ⑧ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
- ⑨ 崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれのある場合の応急工事
- ⑩ 交通事故等による二次災害を防止するための応急工事

#### <その他業務等>

- ① 災害及び設備機器等の故障に伴う業務
  - ア 水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急業務
  - イ 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
  - ウ 設備機器、遊具等設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
- ② 施設等の損壊又は不具合に係る応急工事に関する業務
  - ア 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う点検整備等の応急業務

- イ 施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務（廃棄物処理、運搬等）
- ウ 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
- ③ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事に関連する業務
- ④ 災害時の緊急物資の購入をする場合
- ⑤ インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とする場合

**【不適切な事例】（第5号）**

**○ 競争入札を実施できないほど時間的に制約を受けたとは判断できないもの**

- ・ 災害復旧工事において、当該地区の応急復旧工事に数多く携わり、現場に精通しているという理由から本号を適用している。  
（災害の程度や市民生活への影響等を総合的に考慮した上で入札に付すことができなくなったというものではないことから、緊急の必要の理由に合致しないものであり、本号を適用することは不適切である。）
- ・ 業務委託において、「隣接する事業と密接不可分な関係にあって一体となった業務管理が必要であるため」、「復興事業の早急かつ円滑な実施を図るため」といった漠然とした理由で第5号を適用している。  
（記載理由が漠然としていること、又、災害の程度や市民生活への影響等を総合的に考慮した上で緊急の必要から入札に付すことができないというものではないことから本号を適用することは不適切である。）

(6) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【逐条地方自治法（抜粋）】

この要件は、一般競争入札又は指名競争入札のいずれの方法による場合も、ともに不利と認められるときには随意契約によれるとするものである。

一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、ともに不信用又は不誠実の者が競争に参加し、かえって普通地方公共団体が損害を蒙るおそれがあると認められるとき等においては、競争入札によらず、随意契約によって契約を締結することが適当である。

【地方自治法質疑応答集】

国の場合には、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 4 号において、

- ① 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること
  - ② 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること
  - ③ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること
  - ④ 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること
- を不利と認められる理由として掲げており、自治法等においては国のような規定はないが、理由については同様に考えて差し支えないと思われる。

【本号の適用にあたって】

- 競争入札に付す方が随意契約に付すよりも、納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。

ただし、「不利」の判断については、個々具体的な事実に基づき限定的な認定を必要とするため、「不利」となることを具体的に説明できなければなりません。

- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号との違いについては、第 2 号はその人しか履行できないため競争入札に付することができない場合であるのに対し、本号は履行可能な人が複数存在するが、競争によることが不利と認められる合理的な理由がある場合に適用となります。
- 本号を適用とする場合は、単にこれまでの実績や信用度を考慮したという理由だけでは不十分であり、他者や標準的な工期又は標準的な積算額と

比較して、期間や経費の面で選定業者が優位であることを立証する書類（工程表、コスト比較表等）を起工伺に添付してください。

## 【具体例】

### <建設工事>

#### ① 関連工事

ア 現に契約履行中の施工者以外に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減ができない等、不利と認められるとき

(ア) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

- ・ 建築工事における屋外排水、通路、門、囲障等の外構工事
- ・ 関係機関、地元等の協議によって生じた早急に実施する必要がある補償工事等の工事
- ・ 土捨場工事、仮設物の撤去工事等のうち、本工事と作業上の連続性がある工事

(イ) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

- ・ 工事施工中における災害等の突発的事由により必要になった工事
- ・ 工事の施工に伴う発注者の責に帰する第三者に及ぼした損害の発生により必要となった追加工事

イ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者以外に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できなくなる等、不利と認められるとき

(ア) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限ります。）

- ・ 同一仮締切内での継続工事
- ・ 路面覆工が存置される継続工事

(イ) 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限ります。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

- ・ 長期継続する工事（ダム工事、堰工事等（機械設備に関する工事を含みます。））
- ・ 同一の出入口を使用するトンネル工事、共同溝工事（機械設備に関する工事を含みます。）
- ・ 軟弱地盤改良工事に対する盛り土工事
- ・ ゴム堰の下部工事に対する堰本体据付工事

- ・ 特殊土壌改良工事に対する植栽工事
- ・ 樹木の根まき工事に対する移植工事

ウ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者以外に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保できなくなる等、不利と認められるとき

- ・ 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- ・ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

② 打ち切った工事の再起工のとき

＜その他の業務等＞

① 現に履行中の契約に直接関連する契約で、当該履行中の者と契約することで著しく有利となるとき

この場合、契約履行中の業者と引き続き契約を行う場合の有利性（他者と比較して割安となる等）を具体的に明らかにする必要があります。

- ・ 当初発注の時期と近接している印刷物の追加発注

② 物件の購入等にあたり、早急に契約を締結しなければ契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定されるとき

【不適切な事例】（第6号）

○ 本号を適用とした理由が抽象的又は感覚的なものにとどまっているもの

- ・ 工事等において「現場の状況に精通しているため」、「迅速な業務遂行が期待できるため」として本号を適用とした随意契約を行っている。

（これらの案件については、いずれも本号を適用とした理由が抽象的又は感覚的なものにとどまっており、又、参考見積書や工程表との比較等により他者が履行した場合と比較し、どの程度経費の削減が見込めるかや、どの程度履行期間が短縮できるかなどの検証を行っていないなど、競争入札に付すことが不利となるという理由が明確に示されていないことが不適切である。）

(7) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

**【逐条地方自治法（抜粋）】**

時価に比して著しく有利な価格とは、例えば、ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを購入することができるような場合である。このような契約の締結の場合、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要はない。

**【地方財務実務提要】**

「著しく有利な価格」というのを、例えば、二倍とか半額というように一律に決めることは困難であり、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解され、個々に契約担当者が判断することになる。

**【本号の適用にあたって】**

- 契約の相手方が、地方公共団体の欲する物件を多量に保有し、又は地方公共団体の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる場合などが該当します。

「著しく有利な価格」とは、例えば二倍とか半額というように一律に決めることは困難であり、一般的には品質・性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できるときと解されます。

- 本号を適用とする場合は、時価（予定価格等）とのコスト比較表を起工伺に添付してください。
- 随意契約（第 7 号）の適用事例は極めて稀であり、実際に、平成 21 年度以降契約課で入札執行した案件で、第 7 号を適用した随意契約はありません。

## 【具体例】

### <建設工事>

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該施工者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められるとき
  
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合に、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められるとき

### <その他業務等>

印刷物等で、原版を保有しているため、他者に比べて著しく有利な価格で契約できるとき

### 【不適切な事例】（第7号）

#### ○ 著しく有利な価格であることの判断根拠が不十分なもの

- ・ 業務委託において、過年度に調査を実施した当該業者を含む3人より見積書を徴し、当該業者の見積りが他の2業者より安価でなおかつ効率よく早急に作業を進めることができることを理由に本号を適用した随意契約を行っているが、当該案件については、価格差が最大でも2割程度であり、この程度の差をもって競争入札に付した場合よりもはるかに有利な価格で契約できると判断することはできない。  
（そもそも、「時価に比して著しく有利な価格」というのは、物件で相手方が多量のストックを抱えている場合などであり、このような業務委託の事例は、本号を適用する性質のものではないと考えられる。）

(8) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札※に付し落札者がいないとき。

【逐条地方自治法（抜粋）】

一般競争入札又は指名競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないときには、随意契約によることができる。

ただ、一般競争入札又は指名競争入札に付した場合、落札者がなければ、直ちに、再度入札をすることができるのであるが、最初の入札においても再度の入札においてもともに落札者がいない場合は、必ず随意契約によらなければならないとするものではなく、このような場合、日時を改めて再度公告入札をしても一向に差し支えはないのである。

【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項】

前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

【地方自治法質疑応答集】

当初定めた予定価格を変更しなければ随意契約が締結できないときとは、予定価格が実情に合わなくなり、支出の原因となる契約の場合は低すぎる予定価格であったと考えるべきであり、このような場合は、予定価格を変更し、新たな競争入札として入札事務をやりなおさなければならないものである。

※再度の入札

「再度の入札」とは、予定価格のその他の条件を変更せずに再び入札に付すことを指します。したがって、1 回目の入札で応札があり、2 回目に進んで、全者辞退となった場合、指名替をして設計等の条件を変えずに再び入札を行い、1 回目の入札が成立すれば、累計 2 回の入札、つまり再度の入札が成立したこととなり、8 号随契を適用することが可能となります。

ただし、設計等の条件を変更して別案件として入札に付した場合は、再度の入札には該当しません。

なお、入札の結果、無効の業者のみの場合であっても、応札の結果無効になったというものであり、入札自体は成立したものと解されます。

### 【本号の適用にあたって】

- いわゆる不落随契といわれるもので、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、「入札者がいないとき」であり、「落札者がいないとき」とは、再度の入札においても予定価格の範囲内で落札となる入札金額がなかったときをいいます。

なお、「入札者がいないとき」とは、競争入札を行う場合に、所定の日時、場所に入札参加者の参集がないときなど、入札に参加する意思がなかったことを前提としており、災害が発生し、交通機関が途絶したために参加できないような場合は含まず、この場合は別の日時を指定して入札を行うこととなります。

- 基本的には競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは日時を改めて再度一般競争や指名競争に付することとなりますが、改めて再度の入札に付す時間がない等の理由がある場合には本号により随意契約とすることを可能としています。

- この要件に該当する随意契約の場合、競争入札と同じ日に随意契約を行わなければならないものではありませんので、後日見積り合わせを行っても差し支えありません。ただし、その場合には、改めて起工兼見積執行伺やそれに添付する予定価格書、随意契約及び業者選定の理由書、随意契約確認表等を作成する必要があります。

また、施行令第167条の2第2項の規定により、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初に一般競争入札又は指名競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することはできないこととなっています。

したがって、最初の競争入札において最低制限価格を適用している事案について、本号を適用して随意契約を行うときは、その最低制限価格は引き続き有効となりますので、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の者と契約することとなります。

- 随意契約の相手方については、自治法及び施行令で落札者がいない場合の相手方として当該競争入札参加者以外の人を禁止する規定は存在しないことや、第8号を適用とした随意契約の趣旨（再度公告や再度指名通知からやり直したのでは契約の目的が達成されないような場合に随意契約によることができることとされたもの）から考えても特段相手方を制限する理由が見当たりませんので、当該競争入札参加者以外の人を選定の上、随意契約を締結しても差し支えありません。

#### <参考 1>

予定価格 100 万円以下の業務委託において、指名競争入札を実施し再度の入札に付しても落札者がおらず、引き続き随意契約に移行する場合の事務手続き

入札執行時において再度の入札でも落札者がなかった旨を発表した後、自治法施行令に基づく随意契約により見積り合わせを行う旨を宣言し、見積り合わせに参加可能な業者の中から、見積書の提出を行う意思がある者を確認した上で、その者と見積りを行うこととします。

また、入札後は、2 回の入札の結果と見積結果を入札結果報告兼契約締結伺に記載し、入札及び見積結果の公表の際には、入札（見積）結果一覧表に、指名競争入札による入札結果として「落札者なし（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 号による随意契約へ移行。ただし、限度額以下であるため、適用号を第 1 号とする。）」と記載した上で、随意契約による見積結果を併せて記載してください。

#### <参考 2>

予定価格 100 万円以下の業務委託において指名競争入札を実施したところ、再度の入札に付しても落札者がおらず、日を改めて施行令第 167 条の 2 第 1 項を適用とする随意契約を行う場合の留意事項

指名競争入札に付して落札者がいない場合、本来は、指名替えにより再度入札に付すか、予定価格等を変えて新たに入札に付すのが原則となりますが、一般的に、他に業務を履行できる業者がおらず（指名替え不可）、なおかつ、予定価格も変えようがない場合には、随意契約も可能となります。

ただし、次の留意事項を確認してください。

- ① P46 で述べたように、改めて起工兼見積執行伺や、それに添付する予定価格書、随意契約及び業者選定の理由書、随意契約確認表等の作成が必要となります。
- ② 随意契約の適用号ですが、再度の入札で落札者がいなかったため、実質的には第 8 号の不落随契になるところですが、予定価格が市財務規則 128 条の各号に定める限度額以下であるため、適用号は第 1 号となります。
- ③ 随意契約及び業者選定の理由書の記載方法ですが、随意契約の理由は、「本業務において、再度の入札に付して落札者がなかったので施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約に該当するものであるが、予定価格が市財務規則第 128 条の限度額以下の業務委託であるため、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を適用号とする随意契約とする。」旨を記載し、さらに、見積徴収の相手方が 1 人のみの理由（当該業者を選定した理由）を併せて記載してください。

**【不適切な事例】（第8号）**

○ 工事等において、本号を適用号とした随意契約にもかかわらず、当初競争入札に付すときに定めた予定価格を変更しているもの

- ・ 地方自治法施行令第167条の2第2項により契約保証金及び履行期限以外は条件を変えられないにもかかわらず、不調となった後の随意契約の移行までに時間を要してしまい、その間に設計単価が改定されたことから予定価格を変更せざるを得なかったものである。

このような場合は、入札不調後、速やかに業者を選定するなどして随意契約へ移行すべきであり、それができず、予定価格を変更せざるを得なくなった場合は、新たな競争入札として入札事務をやり直さなくてはならない。

(9) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号

落札者が契約を締結しないとき。

**【逐条地方自治法（抜粋）】**

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者が契約を締結しないときには随意契約によることができる。

なお、この要件を充足して随意契約により契約を締結する場合においては、落札金額の制限の範囲内において契約を締結しなければならず、かつ、履行期限を除いて、最初競争入札に付するときに定めた入札の条件を変更することができない。

**【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 項】**

第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

**【地方自治法質疑応答集】**

施行令第 167 条の 2 第 3 項の規定については、落札者が、契約を締結しないときに特例として随意契約によって契約を締結することができることを認めたものであるので、これによる場合は、特に落札金額の範囲内で契約を締結すべきものである。

**【本号の適用にあたって】**

- この要件に該当する随意契約の場合は、施行令第 167 条の 2 第 3 項の規定により、あくまで落札金額の範囲内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付す時に定めた条件は変更することができないこととなっています。

最初の競争入札において最低制限価格を適用している事案について、本号を適用して随意契約を行うときは、その最低制限価格は引き続き有効となりますので、落札金額以下で最低制限価格以上の者と契約することとなります。

- 本号の適用については、本号の規定を踏まえつつ入札制度における透明性の観点から、再入札の実施を基本としてください。

- 随意契約（第9号）の実例は、これまでわずか数件しかありません。  
その際には、その入札に参加した落札者以外の人の中から、落札金額に近い金額を提示した人などから選定し、見積り合わせを実施しています。  
ただし、適用にあたっては、当初の落札金額を予定価格として取り扱うので、より低い金額で契約を締結しています。

<参考（関係法令等）>

○ 地方自治法（抜粋）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

## ○地方自治法施行令（抜粋）

**第百六十七条の二** 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦

福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

## 〇いわき市財務規則（抜粋）

### （予定価格の限度額）

**第 128 条** 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200 万円
- (2) 財産の買入れ 150 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

### （契約の内容等の公表）

**第 128 条の 2** 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

### （見積書の徴収）

**第 129 条** 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により 2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。